

# 「9999 GOLD EXCHANGE カード」（純金 999.9 地金交換カード）利用約款

現在、「9999 GOLD EXCHANGE カード」の販売は行っておりません。

## 第1条（約款の趣旨）

本約款は 9999 株式会社が発行する純金の地金付きカードと引換交換することのできる「9999 GOLD EXCHANGE カード」（以下「カード」といい、当該カードの発行者を「発行元」といいます。）について、カードの所有者（以下「お客様」といいます。）のご利用の条件を定めることを目的とします。当社はカードをこの約款に従って取り扱うものとし、お客様はこの約款によりご利用いただくものとします。

## 第2条（カードの購入）

カードは発行元の運営する取扱店又はオンラインストアにおいて、お客様が券面に記載される純金の重量に応じ、発行元が別途定める対価を支払うことにより、購入できるものとします。対価は純金為替レートの変動により日毎に変わるものとします。

## 第3条（カードのご利用）

お客様は、カードを利用する場合、発行元直営店又は取扱店にカードをご持参頂き、カード表記の純金グラム数と同重量の純金地金を添付した「9999 FINE GOLD カード」と交換することができます。交換時に氏名、住所を指定用紙にご記入の上、身分証明書等にて本人確認の上、発行元へ提出して頂くことをご了承頂くものとします。

## 第4条（カードが利用できない場合）

- 次の場合、カードをご利用いただくことができません。これにより生じた不利益に関して、発行元は一切の責任を負いません。
- ①カードが偽造または変造されたものでないことの確認が困難になった場合。
  - ②お客様がカードを違法に取得したとき、又は違法に取得されたカードであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得した場合。
  - ③カードの破損、その他やむを得ない事情等により、カードシリアル番号の読み取り又は確認をすることができない場合。
  - ④利用者が反社会的勢力の構成員またはその関係者である場合。
  - ⑤マネーロンダリング及び犯罪及び違法行為に関与する可能性があると判断した場合。

## 第5条（カードの利用期限）

カードに有効期限は設定しておりません。但し、社会情勢及び発行元の運営事情によりカードの廃止を行う場合があります。廃止の場合、有効期限は発行元のホームページにて 2ヶ月以上前よりお知らせし、期限を過ぎたカードは無効となり純金地金等との交換及び購入対価の保証返金はできません。

## 第6条（カードの再交付）

カード記載事項の読み取り・確認ができない場合において、その状況の原因が利用者の故意又は過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該カードの券面に記載されているシリアル番号が判読可能な場合に限り、お客様は発行元が定める方法でそのカードを提出し、カードの再交付を受けることができます。

## 第7条（カードを再交付しない場合）

次の場合には、カードの再交付を受けることができませんので、ご了承下さい。

- （1）当該カードの券面に記載されているシリアル番号が判読不能な場合。
- （2）カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合。

## 第8条（換金・転売の禁止）

発行元は、カードの現金との引換をいたしません。また。カードの転売は禁止とします。

## 第9条（ご相談に関する窓口）

お客様からのご相談窓口は以下のとおりです。

9999 株式会社

電話：06-6676-8286 受付時間 10:00 ~ 19:00（お盆、お正月休業日を除く）

## 第10条（約款の変更）

当社は、次に掲げる場合には、事項に定める方法により、本約款を変更できるものとします。

- ①変更内容がお客様の一般的の利益に適合するとき。
- ②変更内容が本約款に係る取引の目的に反せず、変更に必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当社は、前項に基づいて本約款を変更する場合、本約款を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他、相当な方法で周知するものとします。

## 第11条（裁判管轄）

本約款に基づく取引に関して、お客様と発行元との間に紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 【付則】

この約款は、令和 6 年 10 月 1 日から適用します

[カード発行元] 9999 株式会社

〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-24-19

[HP] <https://9999gold.jp>